③条約改正

1. 不平等条約体制

* 領事裁判権・関税自主権の欠如
* 改税約書　原則20％→原則5％　居留民の要求の増大。（川島・服部編、27頁）
* 行政規則の制限

　「自国が認めていない行政規則を領事裁判において適用することを列国が拒否」

　　事前協議を余儀なくされた規則或いは、協議が合意に至らなかった規則

　　　（例）銃猟規則・港規則・検疫規則・税関に関する規則など。（同、28頁）

1. 条約改正過程～岩倉使節団から大隈外相まで～　（升味、269頁～277頁）

行政権・法権

1. 岩倉使節団…改正交渉が任務→失敗

行政規則の制定権の回復（関税率・港規則・居留地規則）

領事裁判権の撤廃←日本の法律・裁判の未成熟から時期尚早であることも認める。

（川島・服部編、29頁）

②寺島宗則外務卿…関税回復交渉（貿易規則の制定権も含む）

※大隈重信大蔵卿：税権回復急務

　　1）税権がないため、貿易が常に輸入超過

　　2）関税収入が少ないので、歳入は内国税に依存、財政困難

3）保護関税の実施により国内産業をおこし、外国輸入品を減少させる一方、

　　　　輸出税を全廃して輸出の増進をはかるべき

　まずアメリカ合衆国から個別に…：ヨーロッパ諸国の優位を牽制する意味もあり、

　　　　　　　　　　　　　　　　　比較的に日本に好意

　イギリス：日本が保護貿易を意図しているとして警戒。自由貿易の見地から非難

　　（坂本、336-7頁）

アメリカの反応　（川島・服部編、31頁）

* アメリカ公使John Bingham、寺島案の作成段階から参与

国務長官William Evarts、日本の関税自主権の回復等を認めや協定に調印

* アメリカ…アメリカの対日輸出は少額（年額300万足らず）

　　他の諸国との交渉が成立しなければ、発行しない条件

保護貿易の警戒…イギリスは各国に呼びかけ、頭から跳ね除ける。ドイツも反対

　（川島・服部、同ページも参照）

ハートリー事件　（川島・服部編、32頁。北岡、2012、172頁）

＝横浜の外国人居留区に住んでいたイギリス商人John Hartleyが貿易規則（生アヘン20ポンドを密輸入しようとした。）に違反。しかし、イギリス領事が不当に判決。

　領事裁判権への批判。当時の政府は行政権の回復に重き。（規則の制定権）

③井上外務卿

1880年から関税率の引き上げ・領事裁判権の一部回復の改正案、国別交渉

→イギリスの反対、外国公使団との条約改正予備会談［東京］実施へ

　→裁判管轄条約案：内地雑居・外国人判事の登用

→大同団結運動、「地租軽減」「言論集会の自由」「外国策の刷新」

　※ノルマントン号事件

　　　イギリス商船ノルマントン号が紀州沖で沈没。

　　　英人乗組員はボートで脱出、日本人乗客23人が全員水死（坂本、346頁）

ドイツの反応（川島・服部編、33頁）

　東アジアにおけるドイツの影響力　ドイツ＞イギリス

　対英　説得＞対立⇒日本への影響力拡大（日本に予備会談の実施を勧める。）

④大隈外相(黒田内閣)

協定関税引き上げ案（踏襲）・治外法権撤廃（外国判事任用は修正したが、破棄×）

アメリカとの交渉◎、イギリス難航　改正案→『タイムズ』に掲載

　　　　　　　　　　『日本』（国権派）、『タイムズ』の内容を掲載

玄洋社社員が爆弾を投げつけ、皇居に向かって割腹自殺

（大隈の馬車が外務省に差し掛かった時）

　　　1886年6月　英独案を提示　←事前に日本政府の内諾　（川島・服部編、37頁）

　　　新条約批准の2年後に内地開放と関税引き上げ。

その3年後に領事裁判権を撤廃する。

　　　1886年末、青木周蔵（外務次官）の修正案を条約改正本会議へ提出。

　　　行政規則の回復の種類；保安警察、農林水産業・鉱業・運輸・港湾警察上の規則な

　　　ど領事裁判権と内地開放という交換＞行政規則

　　　行政規則の縮小（出版条例を除く保安警察規則・衛生規則・税額算定及び徴税のた

めの規則）→　あくまで追加的な合意。　列国は批准の義務を負わない。

　　⑤青木周蔵外相

* 対英交渉の進展　（川島・服部編、42頁）
* 1890年の第一回衆議院総選挙　衆議院の過半＝井上や大隈の条約改正案に反対。イギリスの関心…条約廃棄論や居留自国民の保護

　　　　　　　　→井上・大隈案の中にあった外国人判事の任用・法典編纂は廃棄

* 通商・航海上の既得権は新条約で廃棄されない限り、継続するよう求め、

貿易・倉庫・港・トン税（船に課す）の規則を条約本文ないし付属規則とし

て固定しようとした。

* 大津事件（ロシア皇太子来日←外交上の親善）1891年

　　　　　　　津田三蔵（巡査）がロシア皇太子を斬りつけ、ロシア皇太子、重傷を負う。

　　　陸奥宗光：津田三蔵を殺害し、病死と発表すれば良い（過激的議論）

　政府：皇族に対する罪を外国の皇太子にも拡大解釈→死刑を要求

　　　　　　　大審院長の児島惟謙は反対→無期徒刑（無期懲役）　（御厨、233頁）

→青木周三の辞任　（川島・服部編、43頁。）

* 後任外相の榎本武揚　寺島宗則枢密院顧問官や井上毅といった強硬派を含む

「条約改正調査会」を設置（政府）。しかし、内閣総辞職。（川島・服部編、44頁。）

　　⑥陸奥宗光外相

* イギリスを条約交渉の一番の相手とした。（低関税政策）
* 交渉にはヨーロッパ通の青木周蔵ドイツ公使をロンドンに派遣
* 外国での交渉（国内での政府内部からの情報漏洩を防止）
* 方針；①条約成立の5年後に領事裁判権を撤廃する、②関税については交渉で上げる、③法典を整備する。
* 対外硬派（改進党・国民協会など）、条約励行論

　→現行条約では、外国人が居住区に住むことを定められており、それ以外の行動

は認められないことが規定。つまり、厳密に条約を適用（条約励行）することで外国人居留民に不便さを感じさせることで条約改正を実現させようとする。　　（北岡、2012、194頁）

* 対外硬派と条約励行論　（川島・服部編、48頁）

条約励行論の過熱化→外国人に対する嫌がらせ・暴行事件

　伊藤の自由党の与党化を認める。条約励行に反対。

* 日本政府は開国の方針。1983年12月、条約励行論を批判する大演説。衆議院解散。1894年5月、伊藤内閣の行動は不当→弾劾上奏を可決。再び解散（北岡、2012、195頁）

【まとめ】　（川島・服部編、49頁、※は除く）

|  |  |
| --- | --- |
| 岩倉・（寺島）・井上時代（初期） | 行政における主権回復に主眼。領事裁判権の廃止が困難であると認識すると同時に、領事裁判が行政領域に拡張されることへの異議申し立ての側面。 |
| 井上時代（後期）以降 | 法権回復に集中。交渉スタイルや代償の提  供、居留民に対する行政活動の次元において  協調的な姿勢が強まり、国内の不満を招く。 |
| 青木・陸奥時代 | 法権と行政権に配慮した交渉の成功  日英通商航海条約。 |

※国際関係の変化：シベリア鉄道建設によるロシアの東方進出　（北岡、2011、106頁）

　①イギリスを中心とする国際秩序全体の動揺（植民地と海軍力）、カスピ海鉄道建設

によるイギリスのインド支配の動揺、

②露仏同盟（1894）、

シベリア鉄道の建設着工←フランスからの資金　　〔北岡、2012、196頁の図を引用。〕

参考文献

　川島真・服部龍二編『東アジア国際政治史』名古屋大学出版会、2007年

　北岡伸一『NHK さかのぼり日本史外交篇［3］大正・明治 帝国外交の光と影―なぜ欧米

列強とならぶ「一等国」になりえたか』NHK出版、2012年

　北岡伸一『日本政治史―外交と権力』有斐閣、2011年

　坂本多加雄『明治国家の建設』中公文庫、2012年

　升味準之輔『幕末維新、明治国家の成立』（日本政治史1）東京大学出版会、1988年

御厨貴『日本の近代3－明治国家の完成　1890～1905』中公文庫、2012年

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年代 | 担当者 | 改正案の内容 | 経過・結果 |
| 1872 | 岩倉具視 | 予備交渉 | 米欧巡回、米で条約交渉に入るが、中途で断念。 |
| 1878 | 寺島宗則 | 税権回復 | 米は賛成、英の反対により失敗。 |
| 1882－87 | 井上馨 | 法権回復、外国人判事任用、内地開放 | 欧化政策（法典編纂・鹿鳴館）。改正予備会議、改正会議、国内の反対で失敗。 |
| 1888－89 | 大隈重信 | 法権回復、外国人判事を大審院に限定。 | 国別交渉、外国人判事の大審院任用問題で挫折。 |
| 1891 | 青木周蔵 | 法権回復・税権の一部回復 | 英は同意。大津事件で引責辞職、挫折。 |
| 1892 | 榎本武揚 | 法権・税権回復 | 本格化せず。 |
| 1894 | 陸奥宗光 | 法権回復・税権の一部回復 | 日英通商航海条約調印 |
| 1899 | 青木周蔵 |  | 日英通商航海条約施行 |
| 1911 | 小村寿太郎 | 税権回復 | 日米新通商航海条約調印・施行 |